

第39回松伏町民文化祭開催要項

- 1 趣 旨 町民参加による芸術文化の祭典で、さまざまな文化団体や個人が発表の場を通して、地域に根ざした文化の向上とお互いの交流を推進する。
- 2 名 称 第39回松伏町民文化祭
- 3 テ ー マ 文化の心 伝えたい 未来の人へ
- 4 主 催 松伏町文化協会
- 5 後 援 松伏町、松伏町教育委員会
- 6 開催日時 平成26年11月3日（月・祝）
展示の部 9：30～16：00
アトラクションの部 9：00～16：00
（開会式 9：00～）
- 7 会 場 松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ
- 8 内 容
 - （1）展示
書道、写真、美術作品、手工芸、陶芸、将棋、小中学校児童生徒作品
その他実行委員会が認めたもの
 - （2）アトラクション
民謡、民舞、詩吟、吟舞、ダンス、カラオケ、コーラス、楽器演奏、獅子舞
その他実行委員会が認めたもの
 - （3）昔のあそび体験（一般町民が当日参加できるもの） 10：00～14：30
お手玉、おはじき、竹笛、ペットボトル風車、竹馬
 - （4）各団体主催による自由参加コーナー（一般町民が当日参加できるもの）
将棋（縁台将棋）、写真、似顔絵
 - （5）模擬店等
作品販売、パン（ゆめみ野工房）、バザー（松伏町保護司会、更生保護女性会）
肉まん・あんまん（菅野製麺所（株））
 - （6）独自の催し物
福引き

9 文化団体加盟者

- (1) 展示物については、原則として未発表であり、限られたスペースの中で展示可能なものとする。(破損のおそれのある作品や高価な物は避ける。)
- (2) 作品を販売する場合、町民文化祭の趣旨を逸脱しない程度とし、館内放送で宣伝しない。
- (3) 作品の搬入は前日までに必ず行い、当日に作品の搬入は禁止とする。
- (4) アトラクションについては、決められた時間内をお願いします。

10 一般参加者

- (1) 町内在住、在勤、在学者で個人・団体は問わない。
- (2) アトラクションについては1人1部門(個人参加での重複は認めない)
- (3) 展示物は破損のおそれのある作品や高価な物は避ける。
- (4) 作品を販売する場合、町民文化祭の趣旨を逸脱しない程度とし、館内放送で宣伝しない。
- (5) 事務局まで参加申込書を提出する。なお、申請期限は展示、アトラクションともに8月29日(金)までとする。
- (6) 参加費負担及び人的負担あり(第3回文化祭実行委員会、当日準備・後片付け参加)
- (7) 9月中旬～下旬に一般参加者説明会を開催する。

11 搬入・搬出等

- (1) 搬入 11月1日(土)
9:00から文化祭準備担当者はパネル・イス等を各部屋まで搬入する。
パネル・イス等の搬入後、各ブースの設置及び組立を行う。
各団体の展示物の搬入・飾りつけは行わない。
- (2) 内覧会 11月2日(日)
午前中に各団体の展示物の搬入・飾りつけを行う。
13:00から「みんなで歌おう」出場者を対象に立ち位置確認を行う。
13:15から文化協会会員・文化祭参加者を対象に展示部門の内覧会を行う。
- (3) 搬出 11月3日(月・祝)
16:00から17:00までに展示作品は必ず搬出する。
指定時間内に搬出しない作品は、保管に関しその責任を負わない。

12 経 費

松伏町民文化祭助成金及び松伏町文化協会予算及び一般参加者参加費等をもって充てる。